



第104回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時10分

場所

横浜市鶴見区弁天町2番地4
シーフォーレ 1階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

目次

第104回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	21
監査報告書	33
株主総会参考書類	36

円滑な審議のため、当日ご出席されない場合は
極力インターネット等での議決権行使を
お願い申し上げます

株 主 各 位

川崎市川崎区白石町2番1号

日本鑄造株式会社

代表取締役
社 長

佐竹 義宏

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認ください。

当社ウェブサイト（トップページ）

<https://www.nipponchuzo.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」
「IRライブラリ」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本鑄造」又は「コード」に当社証券コード「5609」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月23日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年6月23日(火曜日)午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日)午前10時10分
2. 場 所 横浜市鶴見区弁天町2番地4
シーフォーレ 1階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第104期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

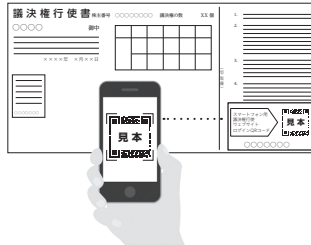
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

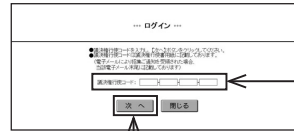
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

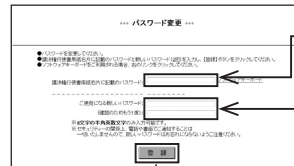
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における当社の業績は、売上は12,290百万円（前年度比8.8%減）、経常利益は584百万円（同83.8%増）となり、前年度から減収・増益となりました。

素形材関連では、半導体製造装置向け鋳鋼品の販売が上期で低調だったものの、AI関連の旺盛な需要により下期から大幅に受注が増加しております。ただし、増加した受注に基づく出荷は2026年度となるため、当事業年度への影響は限定的であり、受注は大幅増加となったものの売上は減少しました。合理化、販売価格改定は計画通りに進捗し、前年度に比べて損益は改善しております。

エンジニアリング関連では、一部の大型案件が前年度までで一巡したことで、減収となったものの、モノレール軌道向け支承、高速道路向け支承などの取り込みが進みました。建築物用柱脚も、物流倉庫の需要により堅調な業績となっております。

当社は、2025年7月1日付で連結子会社であった株式会社ダットを吸収合併いたしました。一過性の要素として、株式会社ダットからの受取配当金200百万円を経常利益に、抱合せ株式消滅差益11百万円を特別利益に、それぞれ計上しております。

また、2023年9月に操業を終了した池上地区については、使用の見込みが少ないと判断した池上工場建物内の設備について撤去を行うことを決定しました。このため特別損失として、解体撤去費用180百万円（工場建物内の設備撤去費用）、減損損失242百万円（工場建物解体費用）、棚卸資産除却損15百万円（設備予備品の除却）を計上しております。

このほか、退職給付の債務の算定に使用する割引率を、金利上昇により0.9%から2.9%に見直しております。これに伴い、数理計算上の差異が発生したことから、売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる退職給付費用が減少しました。当社は数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生年度に収益又は費用として処理することとしております。

以上の結果、当期純利益は154百万円（同19.8%減）となりました。

当期の期末配当につきましては、前述の当期純利益となりましたので1株当たり20円で株主総会にお諮りすることにいたしました。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

製品別受注高

区 分	第 103 期 (2025年3月期)		第 104 期 (2026年3月期)		前 期 比	
	受 注 高		受 注 高			
(製 品)	百万円	%	百万円	%	百万円	%
素 形 材	—	—	8,506	56.7	—	—
エンジニアリング	—	—	6,252	41.6	—	—
そ の 他	—	—	255	1.7	—	—
合 計	—	—	15,014	100.0	—	—

製品別売上高

区 分	第 103 期 (2025年3月期)		第 104 期 (2026年3月期)		前 期 比	
	売 上 高		売 上 高			
(製 品)	百万円	%	百万円	%	百万円	%
素 形 材	—	—	6,763	55.0	—	—
エンジニアリング	—	—	5,286	43.0	—	—
そ の 他	—	—	241	2.0	—	—
合 計	—	—	12,290	100.0	—	—

(注) 当社は2025年7月1日付で連結子会社であった株式会社ダットを吸収合併しました。これにより当事業年度より単体決算による開示となっているため第103期の受注高および売上高ならびにこれに係る増減率については記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資額の総額は、合理化を含む老朽更新等を中心に788百万円であります。

(3) 資金調達状況

当事業年度における当社の資金調達状況は、短期借入金を300百万円減額し、長期借入金については新たに600百万円を借入れ、526百万円の約定弁済を行なった結果、借入金残高は3,558百万円となりました。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第101期 (2023年3月期)	第102期 (2024年3月期)	第103期 (2025年3月期)	第104期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高	百万円 14,207	百万円 15,461	百万円 13,478	百万円 12,290
営 業 利 益	610	1,233	329	416
経 常 利 益	602	1,241	317	584
当 期 純 利 益	502	632	192	154
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	103円18銭	131円28銭	39円93銭	32円02銭
総 資 産	百万円 22,415	百万円 23,451	百万円 22,016	百万円 21,548
純 資 産	11,201	11,688	11,650	11,685

(注) 当社は2025年7月1日付で連結子会社であった株式会社ダットを吸収合併しました。これにより当事業年度より単体決算による開示となっているため第101期から第103期の営業成績および財産の推移は単体決算を記載しております。

(5) 対処すべき課題

2026年度は、地政学リスクや、原油高、関税、為替の影響で不透明な事業環境が継続しますが、事業環境の見極め・迅速な環境変化への対応を行い、事業の持続的発展を目指してまいります。そのために次の施策を着実に実行してまいります。

【課題の骨子】

① 素形材事業

- ・半導体製造装置向け鋳鋼品の大幅増産への対応
- ・成長市場への参入（半導体製造装置・エネルギー分野への取り組み強化）
- ・新設した大型金属3Dプリンター活用
- ・DX化を含めた生産性改善（外注加工費、労務費削減、欠陥レス技術の開発）
- ・品質管理体制の強化（鋳造欠陥削減、3Dスキャナー導入による寸法形状品質保証強化）

② エンジニアリング事業

- ・鋼製支承、ゴム支承、伸縮装置、NCベースの拡販対応のための経営資源の投入（エンジニアの採用・育成、システム）
- ・新設から保全分野への市場変化に対応し、収益性の高いオンリーワン商品の拡充と新規顧客の開拓（支承補強ブロック等）

③ 清本鉄工株式会社および株式会社川金ホールディングスとの協業の推進

- ・需要減少に対応するための経営資源の最適化と事業強化に向けた協業の検討

④ SDGsへの取り組み（人材確保および育成、グリーントランスフォーメーションの推進）

⑤ 資本効率の向上（PBR1倍の達成に向けてROEを改善するための取り組み）

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、鋳造関連事業（素形材部門、エンジニアリング部門）を主な分野として事業展開を行っております。

素形材部門の鋳鋼品は、半導体製造装置向けや鉱山機械用建機部品をはじめとして様々な産業分野向けに製造・販売しています。鋳鉄品では構造材としての極厚肉用球状黒鉛鋳鉄や鋳型、鋳鉄連続鋳造材を中心に製造・販売しております。

エンジニアリング部門では、鋼製支承・ゴム支承・伸縮装置（マウラージョイント、フィンガージョイント）等の橋梁部品が優れた耐震部材として橋梁建設を支え、建築分野では下ナット方式を採用した柱脚（NCベース）が耐震力向上に、また、建築接合金物が建築物のデザイン性向上に寄与しております。

(7) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

本社	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
川崎工場	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
福山製造所	広島県福山市鋼管町1番地
横浜事務所	神奈川県横浜市西区高島1丁目1番2号
大阪事務所	大阪府大阪市西区靱本町1丁目10番24号

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
247名	増減なし	42.7歳	13.9年

(注) 被出向者7名および嘱託・シニア36名は除いております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

重要なその他の関係会社の状況

JFEスチール株式会社は、当社の議決権の36.2%を所有し、当社は同社に対し当社の製品の一部を供給するほか、福山製造所用地を同社から賃借しております。

また、JFEホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の親会社であります。

(10) 主要な借入先、借入金 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 1,370
株式会社横浜銀行	1,230
株式会社三菱UFJ銀行	380

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,825,050株 (自己株式3,911株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主の数 3,772名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
JFEスチール株式会社	千株 1,743	% 36.17
日立建機株式会社	718	14.91
垂水 邦明	67	1.39
上田八木短資株式会社	63	1.32
小柳 厚三	41	0.87
高橋 明子	41	0.85
広岡 靖雄	39	0.81
楽天証券株式会社共有口	37	0.77
井上 豊彦	32	0.67
林田 香代子	30	0.62

(注) 持株比率は自己株式3,911株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 竹 義 宏	品質保証部、福山製造所担当
取 締 役	田 路 秀 男	安全衛生室、3Dプリンター活用推進チームリーダー、生産統括部、素形材開発技術部、製造部担当
取 締 役	橋 本 光 行	生産管理部、鋼構造技術部、建築技術部担当
取 締 役	古 野 好 克	企画管理部長、監査部、環境・設備部担当
取 締 役	池 田 憲 英	経理部、人事総務部担当
取 締 役	津 崎 健 司	素形材営業部、エンジニアリング営業部担当
取 締 役	南 二 三 吉	大阪大学名誉教授
取 締 役	小 松 和 則	日立建機(株)生産・調達本部調達統括部長
取 締 役	弥 富 洋 子	新潟大学大学院教育支援機構PhDリクルート室副室長 特任教授
取 締 役	村 瀬 幸 子	九段坂上法律事務所所属弁護士 (株)文教堂グループホールディングス社外監査役、ニ チアス(株)社外監査役、マクセル(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	山 口 陽 子	
監 査 役	深 田 喜 代 志	JFEスチール(株)スチール研究所研究企画部長
監 査 役	中 西 弘 太	JFEスチール(株)監査役事務局部長

- (注) 1. 取締役 南二三吉、小松和則、弥富洋子および村瀬幸子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 深田喜代志および中西弘太の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 南二三吉、小松和則、弥富洋子および村瀬幸子の各氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 等
鷲 尾 勝	2025年6月25日	辞 任	代表取締役社長
稲 葉 味 善	2025年6月25日	辞 任	常務取締役

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	123百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	18百万円 (2百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (4名)	141百万円 (13百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人支給分は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当該事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額18百万円（取締役17百万円、監査役1百万円）を含みます。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年6月21日開催の第101回定時株主総会決議において年額144百万円以内（うち社外取締役年額15百万円）と決議いただいております。（使用人分給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。（うち社外取締役3名）
4. 監査役の報酬限度額は、2023年6月21日開催の第101回定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
5. 上記のほか、2025年6月25日開催の第103回定時株主総会の決議にもとづき、退任した取締役2名に44百万円の役員退職慰労金を支払っております。
6. 当事業年度末日現在の取締役は10名（うち社外取締役は4名）、監査役3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の員数の内訳は、2025年6月25日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれることと、無報酬の社外取締役1名と社外監査役1名を除いております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針

決定に関する方針を取締役会の決議によって決定しております。

① 方針の内容の概要

- ・取締役の役付ごとに基準となる年間報酬額を定め、業務執行取締役については年度単位で実施する個人ごとの目標管理を通じた個人業績を反映して金額を決定します。また会社業績の動向や個人業績を踏まえて年間賞与を支給することができることとします。また取締役の役付ごとの在任年数と業績に応じて退職慰労金の金額を決定します。
- ・個人別の報酬を全額金銭で支給します。
- ・決定した年間報酬額を、毎月均等割で支給します。年間賞与を支給する場合は、対象年度の翌年度に支給します。退職慰労金は退職時に支給します。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定について、取締役会はその決定にもとづき、代表取締役に委任します。基準となる年間報酬額、年度単位で実施する取締役の個人業績の評価及び報酬への反映金額、年間賞与の支給有無と金額および退職慰労金の金額の決定を委任する権限の内容とします。権限が適切に行使されるようにするため、委任する者およびその内容が適切であることを、取締役会が確認したうえで委任を決議します。

- ② 取締役会は、取締役会から正当に委任された者より、決定の方針にもとづいて事業運営の実態および取締役の個人別の寄与度等を適切に反映して決定したという報告を確認することによ

り、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定の方針に沿うものであると判断しました。

③ 取締役会から委任を受けた代表取締役社長佐竹義宏が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

- ・委任した権限は、基準となる年間報酬額、年度単位で実施する取締役の個人業績の評価および報酬への反映金額および年間賞与の支給有無と金額および退職慰労金の金額の決定としております。

- ・取締役会は、取締役会の指名による代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で事業運営の実態および取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できる者と判断して権限を委任しております。

- ・委任した権限が適切に行使されるようにするため、委任する者およびその内容が適切であることを、取締役会が確認したうえで委任を決議しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社では会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下D&O保険）契約を締結しております。その内容は下記のとおりです。

1. 被保険者の範囲 当社の会社法上の取締役および監査役です。

2. 役員が負担している保険料の割合

当社が締結しているD&O保険の保険料は全額当社が負担しております。

3. 保険契約の内容の概要

- ・補償地域は日本国内、保険期間は2025年10月1日から2026年10月1日です。補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

- ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求

- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行った行為

- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

各社外役員の重要な兼職先は12ページに記載のとおりです。なお、日立建機株式会社、大阪大学、九段坂上法律事務所、株式会社文教堂グループホールディングス、ニチアス株式会社、マクセル株式会社、新潟大学と当社との間には特別な関係はありません。また、JFEスチール株式会社と当社との関係は10ページに記載のとおりです。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	南 二 三 吉	11回開催の取締役会のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	小 松 和 則	11回開催の取締役会のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	弥 富 洋 子	11回開催の取締役会のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	村 瀬 幸 子	11回開催の取締役会のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	深 田 喜 代 志	11回開催の取締役会のうち9回および16回開催の監査役会のうち14回に出席し、経営の客観性、中立性の視点から適宜発言を行っております。
監査役	中 西 弘 太	11回開催の取締役会のうち10回および16回開催の監査役会のうち15回に出席し、経営の客観性、中立性の視点から適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 南二三吉氏は取締役会への出席等を通じて、技術的な観点から設備投資、研究開発への提言や品質向上、品質保証体制について提言を行いました。

取締役 小松和則氏は取締役会への出席等を通じて、鋳鋼品サプライヤーの状況を説明し、他社事例を踏まえ生産管理、コスト管理について提言を行いました。

取締役 弥富洋子氏は取締役会への出席等を通じて、他社事例を踏まえ教育研修制度や人材について特にマネジメント層の人材育成・登用について提言を行いました。

取締役 村瀬幸子氏は取締役会への出席等を通じて、急激な生産変動への対応や中長期の課題に対するモニタリングの重要性、計画的な設備投資の重要性について提言を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	区 分	金 額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

5. 内部統制体制構築の基本方針について

当社取締役会において決議した内部統制体制構築の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規程・規則など（以下「諸規程・規則」）は包括的一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。よって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更または社会環境の変化にしたがい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正がおこなわれることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。
2. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。
 - (1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社および当社グループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程に従い、経営会議の方針審議を経て、取締役会または経営会議で決定する。
 - (イ) 業務執行は、代表取締役社長のもと、各担当役員により、各部門の業務規程等に則り、おこなわれる。
 - (ウ) 代表取締役社長のもとサステナビリティ会議を置き、同会議を構成するものとして、必要な委員会、部会を設置する。各部会単位で、それぞれの業務執行の有効性・効率性の確保および倫理法令遵守の観点から、適宜、ルールやリスク対応方針などを検討、整備する。
 - (エ) 内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性および倫理法令遵守状況について監査する。
 - (2) 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、サステナビリティ会議部会において業務執行の有効性・効率性の観点から検討、ルール見直しを継続的にこなう。
さらに、内部監査部門が倫理法令遵守状況に加え、業務執行の有効性・効率性について監査する。
 - (3) 取締役の職務執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
取締役会規則、経営会議運営規程、文書保存規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規則が包括的に、本体制を構成する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別の重要なリスク課題については、必要なつど、経営会議等で審議する。また、サステナビリティ会議の部会において、社内横断的に当社事業にかかわるリスクを洗い出し、対応方針の協議、検討を継続的におこなうものとする。

(5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社グループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他当該会社の特質を踏まえ、必要に応じ、本基本方針に定める事項について体制を整備し、業務執行にあたってはグループ会社管理規程に則り、これをおこなう。

(イ) リスク管理体制

当社はグループ経営に関する重要事項について、取締役会規則、経営会議運営規程、グループ会社管理規程等により、審議・決定する。

(ウ) コンプライアンス体制

当社グループに属する会社は倫理法令遵守につき、当社が設置するコンプライアンス委員会にその体制を組み込む。

(エ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、当社およびグループ会社の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。

(オ) 当社は、グループに属する会社の財務報告の信頼性確保および適時適切な情報開示のため、当社経理部長がグループ各社の役員等に就任し、適切な財務報告、情報開示体制をとる。

3. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制について次のとおり確認する。

(1) 監査役の職務を補助する使用人、その独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は設置していないが監査役が設置を求めた場合は、監査役と協議する。

(2) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 監査役は当社グループに属する会社の監査役を兼務しており、その取締役会に出席し報告を受ける。

(エ)企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。

監査役への報告については、企業倫理ホットラインにより、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(オ)当社グループに属する会社の取締役および使用人は必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務執行状況を報告する。

(カ)上記(オ)の報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることはない。

(キ)監査役の職務の執行について、費用の前払い等が必要となる場合は、速やかに所定の手続きに則り所要費用の前払い等を行う。

(3) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(ア)監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。

(イ)取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

(ウ)監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

6. 内部統制体制の主な運用状況

当社およびグループ会社の内部統制体制の運用状況は、以下のとおりであります。

1. 経営の重要事項の審議・決定手続

当社およびグループ会社に関する経営の重要事項については、当社の取締役会規則等により定められた決定手続に従って取締役会等適切な会議体で審議・決定しております。

2. 内部統制に関する各種施策の実施状況

(1) 毎月開催するサステナビリティ会議にて、コンプライアンス、内部監査、環境、人事労働、安全防災、品質、SDGsに関する取り組みについての方針審議・監督・情報共有等を行いながら分野ごとに施策を実施するとともに、法令改正等に伴う規則・規程の見直しを適宜行っております。

(2) コンプライアンス強化の観点から、コンプライアンス強化月間を定め、ルールの読み合わせ活動を実施し、知識の習得と定着化を図りました。

(3) リスクマネジメント強化のため、会社パソコンを使用している全社員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、啓発に努めております。

(4) 下請代金支払遅延等防止法の改正（中小受託取引適正化法）を踏まえ、新たに追加された従業員基準による適用対象を見直し支払い条件を変更しました。また、代金の決定は、取引先との協議を経て合意することを社内に周知しています。

(5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえて「就業規則」「育児休業規程」「介護休業規程」を改訂し、社内に周知しています。

(6) 品質管理の更なる向上に向け、試験・検査の自動化を推進するとともに、全社QA教育を実施しました。また、製造委託会社に対する品質監査も実施しております。

3. 企業倫理ホットライン（内部通報制度）の運用状況

企業倫理ホットラインに関する社内規程を整備し、社外通報窓口を含めた周知をしております。通報に対しては、適切に対応しております。

4. 内部監査の実施状況

業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について、監査計画に基づき、適切に監査を実施し、結果については監査役に報告し、取締役会へも報告することとしております。

5. 財務報告の信頼性確保のための体制、適時適切な情報開示のための体制の運用状況

当社の財務報告・情報開示の体制は、当社が保持する体制の中に組み込まれており、情報開示が必要となる場合の報告体制を整備するとともに、当該体制に基づく業務プロセスに従い、適切に決算情報を報告しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,112	流動負債	4,882
現金及び預金	1,739	電子記録債権	254
受取手形	93	買掛金	692
電子記録債権	751	短期借入金	1,900
売掛金	3,111	一年内返済予定の長期借入金	630
契約資産	45	リース債権	3
製品及び仕掛品	2,366	未払金	524
原材料及び貯蔵品	826	未払費用	18
前渡金	76	未払法人税等	51
前払費用	61	未払消費税等	60
未収入金	38	前受金	0
その他の他金	2	契約負債	17
貸倒引当金	△0	預り金	13
固定資産	12,436	賞与引当金	211
有形固定資産	11,314	設備関係未払金	503
建物	2,003	固定負債	4,980
構築物	156	長期借入金	1,028
機械及び装置	1,362	リース債権	11
車輛運搬具	35	長期預り保証金	36
工具、器具及び備品	208	再評価に係る繰延税金負債	2,203
土地	7,184	退職給付引当金	1,384
リース資産	14	役員退職慰労引当金	36
建設仮勘定	349	P C B 処理引当金	37
無形固定資産	231	資産除去債務	242
投資その他の資産	890	負債合計	9,862
投資有価証券	123	(純資産の部)	
長期前払費用	5	株主資本	6,954
従業員に対する長期貸付金	0	資本金	2,627
差入保証金	40	資本剰余金	524
繰延税金資産	707	資本準備金	524
その他の他金	13	利益剰余金	3,806
貸倒引当金	△0	利益準備金	131
資産合計	21,548	その他利益剰余金	3,674
		繰越利益剰余金	3,674
		自己株式	△5
		評価・換算差額等	4,731
		その他有価証券評価差額金	25
		土地再評価差額金	4,706
		純資産合計	11,685
		負債及び純資産合計	21,548

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		12,290
売 上 原 価		10,438
売 上 総 利 益		1,852
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,436
営 業 利 益		416
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	202	
物 品 売 却 益	2	
為 替 差 益	2	
そ の 他	5	212
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
そ の 他	0	44
経 常 利 益		584
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	11	11
特 別 損 失		
棚 卸 資 産 除 却 損	15	
固 定 資 産 除 却 損	16	
減 損 損 失	242	
解 体 撤 去 費 用	180	454
税 引 前 当 期 純 利 益		140
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43	
法 人 税 等 調 整 額	△56	△13
当 期 純 利 益		154

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株	株 資 合	主 本 計
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	そ の 他 剰 余 金 繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	2,627	524	—	524	131	3,664	3,796	△5	6,944	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△144	△144		△144	
当期純利益						154	154		154	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9	9	△0	9	
当 期 末 残 高	2,627	524	—	524	131	3,674	3,806	△5	6,954	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	4,706	4,705	11,650
当期変動額				
剰余金の配当				△144
当期純利益				154
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25	—	25	25
当期変動額合計	25	—	25	35
当期末残高	25	4,706	4,731	11,685

個別注記表

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～47年

機械装置及び車輛運搬具 2年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、その発生した年度に収益又は費用として処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

PCB処理引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当事業年度末における処理費用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は主として鋳鋼・鋳鉄品および橋梁部品などの棚卸資産の国内販売であり、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

出荷基準以外に顧客に商品または製品の保管場所がない場合や顧客の生産スケジュールの遅延等の理由により出荷前に会社工場内における顧客の検収をもって収益認識（請求済未出荷売上）する場合があります。当事業年度における請求済未出荷売上額は1,200百万円です。なお、当事業年度末における売掛金及び電子記録債権の残高には、請求済未出荷売上に対する残高が850百万円含まれております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きおよび割戻を控除した金額で収益を表示しております。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

当社は、2023年9月に操業を終了し減損した池上地区の固定資産について、土地の所有者であるJFEスチール株式会社との間で活用方法に関する検討を進めてまいりましたが、当事業年度において使用の見込みが少なくと判断した池上工場建物内の設備について撤去を行うことを決定しました。当該検討の中で、土地の所有者であるJFEスチール株式会社との賃貸契約で定める原状回復義務についても、履行時期を合理的に見積ることが可能となりました。そのため、資産除去債務を計上するとともに、同時に計上した有形固定資産について全額を減損損失として特別損失に計上しました。

この見積りの変更により、固定負債に含まれる資産除去債務が242百万円増加し、税引前当期純利益は242百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当社における生産は多品種少量生産で、その製造工程は比較的短期間であり、またその生産形態は受注生産であるため完成と同時に出荷され、製品としての滞留は少ないので、製品と仕掛品の勘定区分は行っておりません。

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	225百万円
構築物	15 "
機械及び装置	0 "
工具、器具及び備品	4 "
土地	7,166 "
計	7,411 "

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000百万円
-------	----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 18,075百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	39百万円
短期金銭債務	90百万円

5. 「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づいて事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法。

・再評価を行った日 2002年2月25日

・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額の差額 _____

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	35百万円
仕入高	558 "
営業取引以外の取引による取引高	205 "

2. 減損損失

減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類
神奈川県 川崎市川崎区	遊休資産	建物 (資産除去債務対応資産)

当事業年度において、池上工場建物に係る資産除去債務の見積りを変更し対応する固定資産を計上しました。当該資産除去債務の対象となる池上工場建物は遊休状態にあり、また、今後の利用見込みも不確定であることから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 242百万円として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、他への転用や売却が困難なことからゼロ円としております。

3. 解体撤去費用

当社は、2023年9月に操業を終了し減損した池上地区の固定資産について、土地の所有者であるJFEスチール株式会社との間で活用方法について検討を進めてまいりましたが、今般、使用の見込みが少ないと判断した池上工場建物内の設備について撤去を行うことを決定しました。

このため、池上工場建物内の設備について撤去工事の発注をし、解体撤去費用として特別損失に計上しました。

解体撤去費用180百万円は、工場建物内の設備に対する撤去費用であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 4,825,050	株 —	株 —	株 4,825,050

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 3,895	株 16	株 —	株 3,911

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 16株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 取締役会	普通株式	144	30.00	2025年3月31日	2025年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	96	利益剰余金	20.00	2026年3月31日	2026年6月25日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	66百万円
貸倒引当金	0 "
退職給付引当金	435 "
役員退職慰労引当金	11 "
PCB処理引当金	11 "
棚卸資産評価損	18 "
固定資産減損損失	51 "
解体撤去費用	56 "
資産除去債務	76 "
その他	8 "
繰延税金資産小計	736 "
評価性引当額	△17 "
繰延税金資産合計	719 "

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11百万円
繰延税金負債合計	△11 "

繰延税金資産の純額 707 百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額54百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形	93	93	—
(2) 電子記録債権	751	751	—
(3) 売掛金	3,111	3,111	—
(4) 契約資産	45	45	—
(5) 投資有価証券	69	69	—
(6) 電子記録債務	(254)	(254)	—
(7) 買掛金	(692)	(692)	—
(8) 短期借入金	(2,530)	(2,530)	—
(9) 未払金	(524)	(524)	—
(10) 設備未払金	(503)	(503)	—
(11) 長期借入金	(1,028)	(1,021)	7

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	59	—	—	59
地方債	—	9	—	9

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	93	—	93
電子記録債権	—	751	—	751
売掛金	—	3,111	—	3,111
契約資産	—	45	—	45
電子記録債務	—	(254)	—	(254)
買掛金	—	(692)	—	(692)
短期借入金	—	(2,530)	—	(2,530)
未払金	—	(524)	—	(524)
設備未払金	—	(503)	—	(503)
長期借入金	—	(1,021)	—	(1,021)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価額を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その7時価をレベル1の時価に分類しております。地方債は金融機関より提供を受ける時価情報を用いて評価しております。地方債は活発な市場がないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形、電子記録債権、売掛金、契約資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、設備未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	素形材	エンジニアリング	その他	計
一時点で移転される財	6,763	5,286	241	12,290
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	6,763	5,286	241	12,290
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,763	5,286	241	12,290

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産は主に柱脚品について包括的に納品する契約において、報告期間の末日時点で履行義務を充足している取引から生じています。翌事業年度において同一の契約に含まれる施工の完了を含む全ての履行義務を完済した時点で債権に振替えられます。

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価により生じたものです。

当事業年度における契約負債の増減は、主に対価の受取り（契約負債の増加）と、収益の認識（同、減少）により生じたものです。

期首の契約負債残高に含まれていた額の内、収益を認識した金額は、当事業年度において174百万円です。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,423円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円02銭 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

日本鑄造株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 哲也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤尾 太一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本鑄造株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

日本 鑄造 株式 会社 監 査 役 会

監 査 役（常 勤） 山 口 陽 子 印

社 外 監 査 役 深 田 喜 代 志 印

社 外 監 査 役 中 西 弘 太 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と経営基盤の強化等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金20円00銭 総額96,422,780円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、代表取締役社長 佐竹義宏、取締役 弥富洋子、村瀬幸子、橋本光行、小松和則の5氏の任期が満了し、取締役 田路秀男、古野好克の両氏が辞任いたします。つきましては、取締役3名の再任と新たに取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

さ た け よ し ひ ろ
佐竹 義宏 (1962年9月13日生)

候補者の所有する当社の株式数…1,200株

再任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1987年4月 川崎製鉄株式会社入社
2010年4月 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（千葉地区）ステンレス部長
2013年4月 同社 東日本製鉄所工程部長
2014年4月 同社 ステンレスセクター部長
2016年4月 同社 品質保証部長
2019年4月 同社 監査役
2024年4月 当社入社 常勤顧問
2024年6月 当社 代表取締役副社長
2025年6月 当社 代表取締役社長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

佐竹義宏氏は、長年にわたる鉄鋼業界での製造管理や品質管理の経験に加え、2024年6月より当社の代表取締役副社長、2025年6月より代表取締役社長として経営に関する高い見識と共にリーダーシップを発揮し、成長戦略の立案・実行、業務運営の改革を推進しております。これらの豊富な知見と経験により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数には、日本製造役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。佐竹義宏氏が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

2

い や と み よ う こ
弥 富 洋 子
(1962年8月9日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

再 任

社 外

独 立 役 員

〔略歴、当社における地位および担当〕

1985年4月 サントリー株式会社入社
2016年4月 サントリーホールディングス株式会社 ダイバーシティ推進室長
2018年4月 サントリービジネスシステム株式会社 コラボレイティブセンター長（兼務）
2019年4月 株式会社コネクト 代表取締役社長
2022年9月 新潟大学大学院教育支援機構PhDリクルート室 特任教授
2023年4月 同 リクルート室副室長 特任教授
2024年6月 当社 社外取締役（現任）
2026年4月 新潟大学大学院教育支援機構 博士イノベーター育成部門 PhDリクルート室長 特任教授（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

弥富洋子氏は、これまで食品業界において長年、研究開発・品質保証・企画業務に携わり、また女性活躍推進をはじめとする施策立案等に従事してきました。その幅広く豊富な経験と知識と実績を活かし、2024年6月の就任以来、当社社外取締役として独立した立場で大所高所からの視点を持って、当社の経営に適切な監督と助言をいただいております。これらの点から適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 弥富洋子氏の戸籍上の氏名は、菅沼洋子氏であります。
3. 弥富洋子氏は社外取締役候補者であります。
4. 弥富洋子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 弥富洋子氏の選任が承認された場合、当社は弥富洋子氏と責任限定契約を継続する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告 3. 会社役員に関する事項に記載のとおりであります。
6. 弥富洋子氏の選任が承認された場合、当社は引き続き弥富洋子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。弥富洋子氏が取締役役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

3

村瀬 幸子

(1972年8月3日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

再任

社外

独立役員

〔略歴、当社における地位および担当〕

1995年4月 ニチハ株式会社入社
2008年9月 弁護士登録 成和明哲法律事務所入所
2015年11月 株式会社文教堂グループホールディングス 社外監査役(現任)
2018年9月 九段坂上法律事務所入所(現任)
2019年6月 ニチアス株式会社 社外監査役(現任)
2020年6月 マクセルホールディングス株式会社(現マクセル株式会社) 社外取締役(現任)
2021年3月 ローランド株式会社 社外取締役
2024年6月 当社 社外取締役(現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社文教堂グループホールディングス 社外監査役
ニチアス株式会社 社外監査役
マクセル株式会社 社外取締役

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

村瀬幸子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い知見を有しており、長年の上場企業の社外役員としての経験から独立した立場で大所高所からの観点を持って、2024年6月の就任以来、当社社外取締役として、当社の経営に適切な監督と助言をいただいております。これらの点から適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村瀬幸子氏は社外取締役候補者であります。
 3. 村瀬幸子氏の選任が承認された場合、当社は村瀬幸子氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告 3. 会社役員に関する事項に記載のとおりであります。
 4. 村瀬幸子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 村瀬幸子氏の選任が承認された場合、当社は引き続き村瀬幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。) 契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。村瀬幸子氏が取締役役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

4

須藤 聡

(1966年11月25日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

新任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1991年4月 日本鋼管株式会社入社
2014年4月 JFEエンジニアリング株式会社 鋼構造本部 管理部長
2018年4月 同社 社会インフラ本部 海外、技術部長
2024年4月 当社出向 鋼構造技術部長
2025年4月 当社 建材技術部長
2026年4月 当社入社 エンジニアリング企画部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

須藤聡氏は、長年にわたる橋梁建設業界での設計、生産管理、技術などの幅広い経験に加え、当社出向後の2024年4月以降は橋梁建築設計を統括する部門長として事業運営に携わってきました。これらの企業運営に必要な豊富な知見と経験により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。須藤聡氏が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

5

和田 武司 (1967年6月25日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

新任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1993年4月 川崎製鉄株式会社入社
2009年4月 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（千葉地区） 熱延部 熱延工場長
2010年4月 同社 東日本製鉄所 工務部 千葉工程室長
2013年4月 同社 東日本製鉄所（千葉地区） 熱延部 熱延技術室長
2018年1月 同社 東日本製鉄所 工務部 計画室長
2019年4月 同社 東日本製鉄所（千葉地区） 熱延部長
2022年4月 同社 品質保証部長
2026年4月 当社入社 常勤顧問（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

和田武司氏は、長年にわたる製鉄分野での豊富な経験と見識に加え、製鉄所の組織運営等から事業運営に携わってきました。これらの企業運営に必要な豊富な知見と経験により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。和田武司氏が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

6

にしむら
西村 望

(1967年11月7日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

新任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1992年4月 川崎製鉄株式会社入社
2008年4月 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（千葉地区） 製鉄工場長
2011年10月 同社 コークス工場長
2014年4月 同社 東日本製鉄所 企画部 主任部員
2015年10月 同社 東日本製鉄所（千葉地区） 製鉄技術室長
2021年4月 同社 東日本製鉄所（千葉地区） 製鉄部長
2023年4月 同社 製鉄技術部長
同社 新還元プロセス開発部長
JFEミネラル株式会社 取締役（非常勤）
2026年4月 当社入社 常勤顧問（現任）、企画部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

西村望氏はこれまでの製鉄分野での豊富な経験と見識に加え、社外取締役として会社経営の経験を有しており、これらの企業運営に必要な豊富な知見と経験により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。西村望氏が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

7

室賀 弘行 (1967年9月19日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

新任

社外

独立役員

〔略歴、当社における地位および担当〕

1992年4月 日立建機株式会社入社
2012年4月 同社 生産・調達本部調達センタ調達部 部長
2018年6月 KCM株式会社出向 調達本部 本部長
2019年4月 日立建機株式会社 生産・調達本部WL統括センタ調達部 部長
2022年4月 同社 経営戦略本部経営企画室 担当部長
2024年4月 同社 コンストラクションBU事業戦略部 担当部長
2025年4月 同社 生産・調達本部モノづくり改革室 担当部長
2026年4月 同社 生産・調達本部調達統括部 統括部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

室賀弘行氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの調達分野での豊富な経験と見識に加え、組織運営の経験を有しており、独立した立場で大所高所からの視点を持って、当社の経営に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 室賀弘行氏は社外取締役候補者であります。
3. 室賀弘行氏の選任が承認された場合、当社は室賀弘行氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告 3. 会社役員に関する事項に記載のとおりであります。
4. 室賀弘行氏の選任が承認された場合、当社は室賀弘行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。室賀弘行氏が取締役役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 深田喜代志氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ま す お か
増岡

ひ ろ ゆ き
弘之 (1978年10月2日生)

候補者の所有する当社の株式数…… 一株

新任

【略歴、当社における地位】

2004年4月 JFEスチール株式会社入社
2004年5月 同社 スチール研究所 表面処理研究部（福山駐在）
2023年4月 同社 スチール研究所 サステナブルマテリアル研究部 主任研究員（千葉駐在）（副部長）
同社 スチール研究所 研究企画部 主任部員（兼任）
2024年8月 同社 関連企業部 主任部員
2024年10月 同社 関連企業部 主査（現任）

社外

【重要な兼職の状況】

なし

【社外監査役候補者とした理由】

増岡弘之氏は、これまで鉄鋼業界において研究分野に長年従事しており、その幅広く豊富な経験と知識を活かし、客観的な立場から当社の監査に貢献いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増岡弘之氏は社外監査役候補者であります。
3. 増岡弘之氏の選任が承認された場合、当社は増岡弘之氏と責任限定契約を継続する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告 3. 会社役員に関する事項に記載のとおりであります。
4. 増岡弘之氏の選任が承認された場合、当社は増岡弘之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。増岡弘之氏が監査役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

う え だ
上 田

ひ で き
英 樹

(1969年8月21日生)

候補者の所有する当社の株式数…… 一株

社 外

【略歴、当社における地位】

1993年4月 川崎製鉄株式会社入社
2016年4月 JFEスチール株式会社 総務部総務室長
2018年4月 同社 厚板営業部 厚板室長
2020年4月 同社 厚板営業部 造船・プラント室長
2022年4月 同社 大阪支社 大阪厚板・鋼管営業部長、大阪支社副支社長（兼任）
JFE継手株式会社 取締役（非常勤）
2024年4月 JFEスチール株式会社 厚板営業部長
2026年4月 JFEホールディングス株式会社 監査等委員会事務局主査（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

上田英樹氏は、これまで鉄鋼業界において営業業務に長年従事しており、また社外取締役として会社経営に携わってきています。その幅広く豊富な経験と知識を活かし、客観的な立場から当社の監査に貢献いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上田英樹氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 上田英樹氏の選任が承認され、かつ社外監査役に就任することとなった場合、当社は上田英樹氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は事業報告 3. 会社役員に関する事項に記載のとおりであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。上田英樹氏が監査役に就任することとなった場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって退任されます取締役 田路秀男、橋本光行、古野好克の3氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとします。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。なお、本議案は当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針に従っておりますので相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田路秀男	2021年6月 当社取締役（現任）
橋本光行	2022年6月 当社取締役（現任）
古野好克	2023年6月 当社取締役（現任）

以上

第104回定時株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市鶴見区弁天町2番地4
 シーフォーレ 1階 会議室

日 時 2026年6月24日（水曜日） 午前10時10分

最 寄 駅 JR鶴見線 弁天橋駅（駅前）

お 願 い 会場には駐車場はございません。

ご 参 考 JR鶴見線時刻表

鶴 見 駅	弁 天 橋 駅
09：21 弁天橋行	09：26 着
09：34 海芝浦駅行	09：39 着
09：45 扇町駅行	09：50 着

